

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年11月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200154号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200091号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年1月1日から同年6月1日まで

A社に係る資格取得年月日が平成19年6月1日と記録されているが、同社には平成17年6月に短時間勤務のパートとして入社し、平成19年1月にフルタイム勤務のパートに変更となり、厚生年金保険に加入したと記憶しているため、当該資格取得年月日を同年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与基本台帳(2008年12月分)、年間賃金台帳(2008年分)及び年間勤怠台帳(2008年分)(以下「賃金台帳等」という。)において、請求者の入社年月日は、2005年4月18日と記載されていること並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の担当者は、給与は末日締め、翌月10日払いであると陳述しているところ、請求者から提出された預金通帳によると、平成19年2月以降の給与振込額は、同年1月以前の給与振込額と比べて増額しており、同年1月にフルタイム勤務に変更となったとする請求者の陳述と符合している。

しかしながら、A社は、平成20年(2008年)より前の賃金台帳等の資料は保有しておらず、請求者も、給与明細書等の資料は保有していないことから、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者の被保険者区分は、平成19年5月31日以前は短時間労働被保険者であり、同年6月1日以降は一般被保険者であることが確認できる上、A社において、請求者と同日の平成19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した10人に係る雇用保険の加入記録を調査したところ、請求者と同様に、同日以前から継続して同社に勤務していた7人について、請求者と同日付けで、雇用保険の被保険者区分が切り替わって

いることが確認できる。

さらに、上述の7人を含む複数の同僚に照会し、3人から回答を得たものの、当該3人は給与明細書を保有しておらず、厚生年金保険被保険者の資格を取得する前の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない上、そのうちの一人は、従業員が短時間勤務からフルタイム勤務に変更となった場合の厚生年金保険の取扱いについて、短時間からフルタイムになっても継続して勤務できるか否か判断してから、加入手続をしていた旨回答している。

加えて、請求者の配偶者が加入しているB健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書により、請求者は、昭和61年3月1日から平成19年6月1日までの期間において、配偶者の被扶養者であることが確認できる上、オンライン記録により、請求者は請求期間を含む昭和61年4月1日から平成19年6月1日までの期間において、国民年金第3号被保険者（厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている被保険者）であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。